

議案第 8 2 号

**東近江市税条例及び東近江市都市計画税条例の一部を改正
する条例の制定について**

東近江市税条例及び東近江市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例及び東近江市都市計画税条例の一部を改正する条例

(東近江市税条例の一部改正)

第1条 東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第4号中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第10条第3項第1号中「第9条」を「前条」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(法349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

第71条第2項第5号中「第1項」を「前項」に改める。

第90条第2項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同条第3項中「第89条」を「前条」に改める。

第91条第10項中「第81条第2項」を「第2項後段」に改める。

附則第10条の3中第14項を第16項とし、第13項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

15 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第14条中「第13条の2」を「前条」に、「附則第13条の2」を「前条」に改める。

(東近江市都市計画税条例の一部改正)

第2条 東近江市都市計画税条例（平成17年東近江市条例第69号）の一部を次の

ように改正する。

附則第14項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

19 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

20 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。